

○財務省告示第二百三十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年六月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 国庫短期証券（第百九十八回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法

九 振替 単位	八 振額最		口 イ 払 込 金 額	七 振額最		口 イ 発 行 額	六 振額最		口 イ 募 入 金 額	五 振額最		口 イ 募 入 金 額		
	低額面金	行争非者特		行争非者特	行争非者特		行争非者特	行争非者特		行争非者特	行争非者特		行争非者特	行争非者特
	入札発競	入札発競		入札発競	入札発競		入札発競	入札発競		入札発競	入札発競		入札発競	入札発競
	行争	行争		行争	行争		行争	行争		行争	行争		行争	行争
	千		万	千		億		億						
替法の規定による振替口座簿	円		円	円		円		円						
			百	兆				面						
			五十	二千		金額で		金額で						
			三億	八百二十六億		二千五百五十億円		三千八百四十四						
			八千三百六十三	兆二千六百六十三				億二千八百四十四						
				万										

価格競争入札発行」という。も申込みのうち応募価格の高いものを求める。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てておく。

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二							ロ			十 一	十 発
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払 額	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 行	非 償 格 競 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	行 行 日		

平 成 二 十 三 年 六 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う。	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 三 年 十 二 月 九 日				十 四 銭 六 厘	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	募 価 格	十 四 銭 五 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 三 年 六 月 十 日	す る。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金
--	---	------------------	--	----------------------------------	--	--	---	--	--	--	-----------------------	---	-------------	--	---	--	---------	--	--